

四 班田収授と条里制

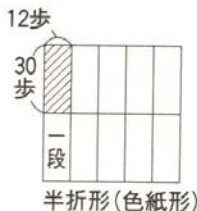
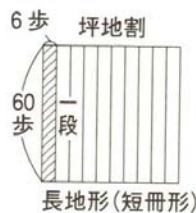
条里制じょうりせいの施行

大化の改新の詔(六四六年)の中で「班田収授」を行う方針が出されたが、このことと密接な関連を持つのが条里制である。

班田収授は六歳以上の男女に国が一定面積の土地を班給して耕作させ、死ねば再びその土地を収公しゅうこうするという田制であるが、詔の三条には「およそ田は長さ三十歩、広さ十二歩を段とせよ。十段を町とせよ。」として田地の地割りの基準を示している。これは班田収授という土地制度を行うために耕地を一定の広さに分割・整理していこうとするものであろうが、条里制地割りによる耕地の整理や開発が進んだのは大宝令(七〇二年)以後で、特に和銅―養老年間(七〇八―七二四)ごろに全国的に進められたと考えられている。

条里制地割りは土地を六町(約六四五トメ)間隔で縦

60歩=1町



第33図 条里制坪並と坪地割

横に区画し、その一つの六町四方（方六町）を里とした。そして東西の並びを一里・二里……と数えれば、南北の並びは条（あるいは図）と呼び、一条・二条……と数えた。里は更に一町ごとに六等分して縦横に三六に区画され、その一つの一町四方（方一町）を坪（江・枝）と呼んだ。坪は一ノ坪から三六ノ坪まで順に数えるが、その数え方は千鳥式（連続式）と平行式とがあり、ほぼ一郡を単位に○国○郡○条○里○ノ坪と呼称される。的確にその位置を示すことができた。坪はまた更に一段ごとに一〇等分されたが、この地割りには長地型と半折型（はせり）の二つの型がみられる（第33図参照）。改新の詔三条の地割りはこの半折型を指している。したがって一方の長地型地割りとは時期的にどちらが先行するものかについて意見が分かれている。

京都・行橋平野 条里制遺構の分布は北は秋田県から南は鹿児島県に及ぶ広い範囲にみられる。北部九州の条里制遺構でも各地の平野部にみられるが、旧豊前国においても企救郡から宇佐郡に至る周防灘に

面した平野部を中心に広く分布している。京都郡・仲津郡においては次のような地域に分布を見る（第34図）。

（今川流域）

山鹿やまが・大熊おおくま・本庄ほんじょう・古川ふるかわ・統命院地区（以上現犀川町）

天生田あもうだ・大谷おおたに・宝山たなかやま・流末りゅうま・寺畔てらべ・中川地区（以上現行橋市）

（長峡川・井尻川流域）

大野井おののい・検地けんじ・上津熊かみのくま・中津熊なかつくま・下津熊したたくま・西谷にしだに・津積地区（以上行橋市）

下久保地区（現勝山町）

（祇川流域）

内垣地区(現犀川町)、節丸・
 光富・上原・徳政・有久・国
 作・惣社・田中地区(以上現豊
 津町)

竹並・草場・平島・馬場・津留
 地区(以上現行橋市)

(小波瀬川流域)

草野・延永地区(以上現行橋市)
 長音寺・上片島・鋤崎地区
 (以上現苅田町)

このようにこの地方の主要な河川とそ
 の支流の流域を中心に、ほぼ京都・行橋
 平野の全域にわたり条里制開拓が進めら
 れていたことが分かる。

**豊津町域の
 条里地名** 前出のように祓川左岸に広がる平野部を中心に、条里制遺構がみられるが、更に条里遺構の
 名残をとどめる地名は各地区に次のように残存している。

- ・節丸：口ヶ坪、とふ田、福町、中ノ坪、大坪、八反田、下八反田、三十田、六反田、四反田、一ツ枝



第34図 周防灘沿岸部の条里制遺構

● 光富…二十田、柿ヶ坪

● 上原…大坪、二反田、三ツ町、一ツ町

● 吉岡…四反田、二反田、一ツ町

● 綾野…二反田、四反田、一町田、一町畑、三十田、六ツ重、三反田

● 下原…八反田、七反田、六反田、七ツエ、九反田、ムツエ、四丁田、九反田谷

● 皆見…六反田、二反田

● 徳永…中ノ坪、四反畑、壹丁田、五反田、貳反田、七ツ枝、六ツ枝

● 上坂…八反田

● 徳政…一ツ田、七反田、十七、八反田、大坪

● 国作…三ツ田、八反田、口ヶ坪、七ツ江、大坪

● 惣社…口ヶ坪、三反田、五反田

● 有久…七反田

● 田中…一ツ町、三十田、八反田、二反田、三反田、七反ヤシキ

このように豊津町域でも古代において条里制開拓が行われていたことが分かるが、しかし坪並みを復元できるときのほどの条里地名も残ってはならず、条里全体の復元はできない。

条里制遺構の消滅

最近各地域で水田の圃場整備が進められていて、広い区画の水田の造成で古くからの溝や畦畔が付け替えられ、かつての耕地の姿が一変してしまった。条里遺構の残存し

ていた地域でも条里を無視したこの造成工事によって条里遺構の消滅が相次ぎ、かつての状況は古い地図や航空写真でしかうかがい知れない状態となりつつある。それは豊津町域においても例外ではなく、比較的残存状態のよかつた祓川左岸の節丸地区や徳政・有久・惣社・国作地区の条里遺構も圃場整備の完了した現在では消滅してしまつた。そのほかの京都・行橋平野の各地域でも次々と消滅して、わずかに残つた遺構の消滅も間近いものと思われる。

古墳やそのほかの文化財に比べて条里遺構の保存は全体的に軽視されすぎてきたことが消滅を早めた原因であろう。この地方の条里の復元作業をはじめ古代の土地制度と集落の問題などの研究がほとんど進められないまま条里遺構が消滅しかけていることは、これからの郷土の古代史研究に取り返しのつかない事態になつてしまつた。

第五節 郷土を巻き込んだ内乱

一 隼人の乱と郷土

律令国家と隼人

九州の南西部（現在の宮崎県・鹿児島県）に住む部族は古代においては隼人という名で呼ばれていたが、その居住する地域によって日向隼人・大隅隼人・阿多隼人・甌隼人・多